

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(工事)

【随意契約によるもの】

(平成28年度)

工事の名称、場所、期間 及び種別	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由(企 図競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
日本年金機構大阪広域事務センターレイアウト変更に伴う電源(一次側)及び設備工事 一式 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3大阪御堂筋ビル 平成28年6月13日～平成28年8月28日 【電気工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年6月13日	株式会社竹中工務店大阪本店 大阪市中央区本町4-1-13	大阪広域事務センターが入居している大阪御堂筋ビルについては、ビル所有者が電源(一次側)及び設備工事について株式会社竹中工務店を指定していることから、日本年金機構会計規程第14条第1号の規程により随意契約とする。	14,038,000	11,664,000	-	
間仕切り改修工事(大手前年金事務所) 一式 大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル 平成28年8月1日～平成28年10月3日 【建築工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年8月1日	千歳ファシリティーズ株式会社 東京都千代田区神田須田町1-34-1	大手前年金事務所が入居している船場ダイヤモンドビルについては、ビル所有者が間仕切り改修工事について千歳ファシリティーズ株式会社を指定していることから、日本年金機構会計規程第14条第1号の規程により随意契約とする。	1,709,467	1,436,400	-	
電話機移設・設定等工事(大手前年金事務所外3箇所)一式 大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル 他 平成28年8月12日～平成28年10月16日 【電気通信工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年8月12日	ワツコ株式会社 大阪府大阪市都島区都島中通1-6-16	契約に係る予定価格が少額であることから、日本年金機構会計規定第14条第4号の規定により随意契約とする。	2,421,900	2,376,000	-	
日本年金機構兵庫住吉宿舎ガス機器取替工事 一式 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1-2-29 平成28年9月2日～平成28年9月16日 【建築工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年9月2日	株式会社売布建設 兵庫県宝塚市売布4丁目12番3号	契約に係る予定価格が少額であることから、日本年金機構会計規定第14条第4号の規定により随意契約とする。	1,348,488	1,317,600	-	
相談窓口待時間等情報表示サービス(ネコの目システム)の移設等(大手前外1箇所) 一式 大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル外1箇所 平成28年9月7日～平成28年10月16日 【電気通信工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年9月7日	昭和電技研株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目22-9	拠点におけるネコの目システムについては、導入時からのシステムを熟知している当該業者と契約するのが最も合理的であるため、日本年金機構会計規程第14条第1号の規定により随意契約とする。	2,807,405	2,260,612	-	
日本年金機構和歌山事務センター現状回復工事 一式 和歌山県和歌山市本町1-43 和歌山京橋ビル4階 平成28年9月30日～平成28年11月30日 【建築工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年9月30日	清水建設株式会社関西支社 大阪府大阪市中央区本町3丁目5-7	貸主が施工業者として当該業者を指定していることから、日本年金機構会計規程第14条第1号の規程により随意契約とする。	19,441,154	16,513,200	-	
日本年金機構京都事務センターレイアウト変更に伴う電源工事 一式 京都府京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮町2 日 本生命四条大宮ビル3階 平成28年8月22日～平成28年10月31日 【電気通信工事】	日本年金機構 理事長代理人 近畿地域第一部長 藤原 憲司 大阪府大阪市中央区本町3-4-8	平成28年8月22日	星光ビル管理株式会社 京都市下京区四条通東洞東入立売西町60	貸主が施工業者として当該業者を指定していることから、日本年金機構会計規程第14条第1号の規程により随意契約とする。	1391792	1,132,920	-	